

監査の結果（平成 29 年 3 月 3 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 27 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、財政的援助団体が 9 機関である。

	出資法人	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構	平成 29 年 1 月 26 日	平成 29 年 1 月 11 日、 12 日	実地	3
2	一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団	平成 29 年 1 月 11 日	平成 28 年 12 月 20 日	実地	6
3	一般社団法人広島県果実生産出荷安定基金協会	平成 29 年 1 月 24 日	平成 29 年 1 月 6 日	実地	8
4	一般社団法人広島県野菜価格安定資金協会	平成 29 年 2 月 2 日	平成 29 年 1 月 17 日	実地	10
5	株式会社ひろしまイノベーション推進機構	平成 29 年 1 月 19 日	平成 28 年 12 月 22 日	実地	12
6	福山リサイクル発電株式会社	平成 29 年 2 月 1 日	平成 29 年 1 月 19 日	実地	13

	指定管理者	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
7	日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体	平成 29 年 3 月 3 日	平成 29 年 1 月 20 日	書面	15
8	広島県ビルメンテナンス協同組合	平成 29 年 3 月 3 日	平成 29 年 1 月 20 日	書面	16
9	RCC 文化センター・イズミテクノホールマネジメントグループ共同事業体	平成 29 年 3 月 3 日	平成 29 年 1 月 24 日	書面	17

5 委員の除斥

地方自治法第 199 条の 2 の規定により、株式会社ひろしまイノベーション推進機構の監査について奥委員を監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 公益財団法人広島県地域保健医療推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 地域医療の確保や総合的な健康づくりの推進とともに、地域包括ケアを推進するために必要な諸事業を行い、県民の健康の向上に寄与することを目的とする。
- ・ 住所 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・ 代表者 会長 松浦 雄一郎
- ・ 設立 平成2年3月23日（平成25年4月1日公益財団法人へ移行）
- ・ 役職員（平成28年12月1日現在）
 役員6人（うち常勤1人）
 職員129人（非常勤職員、嘱託職員を含む。うち県派遣職員3人）
- ・ 主な事業 地域医療を担う医師の配置調整、定着支援
 地域包括ケアを推進するための医療介護連携の構築支援及び在宅ケアの推進
 生活習慣病や結核などの疾病予防に関する知識の普及啓発や関係技術者の研修
 結核やがん、循環器疾患などの早期発見、早期治療のための健診
 結核などの呼吸器疾患を中心とした疾病の診療及び感染症の発生・まん延予防のための予防接種
 広島県健康福祉センターの建物の管理や研修室の貸し出し

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成27年度
経常収益 A	1,534,070
経常費用 B	1,474,920
当期経常増減額 C (A - B)	59,150
経常外収益 D	0
経常外費用 E	855
当期経常外増減額 F (D - E)	▲855
法人税等 G	21
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	58,274
当期指定正味財産増減額 I	▲4,410
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	53,864
資産合計 K (L + O)	1,316,825
負債合計 L	561,830
指定正味財産 M	82,273
（うち、基本財産充当額）	(60,000)

一般正味財産	N	672,722
正味財産合計	O (M+N)	754,995

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 60,000 千円のうち 40,000 千円 (66.7%) を出捐 (平成 28 年 12 月 1 日現在)
(所管課 健康福祉局医療介護人材課)

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県健康福祉センター
- ・指定期間 平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額
平成 26 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 66,320,000 円
平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 167,100,000 円
- ・所管課 健康福祉局医療介護人材課
- ・利用状況 (平成 27 年度)

利用料金	利用人員
15,683 千円	75,899 人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

財務諸表の表示について

財務諸表の表示について、次のとおり不適正なものがあった。公益法人会計基準に準拠した適正な財務諸表の作成に努められたい。

ア 平成 26 年度に、公益財団法人から、検診車整備補助に係る補助金を受け、胃胸部併用デジタル検診車の取得資金の一部に充当している。

公益法人会計基準に従えば、用途に制約のある補助金により取得した資産 (当該検診車) は、貸借対照表上、特定資産の区分に記載しなければならないが、その他固定資産の区分に記載していた。

根拠	公益法人会計基準注解 注 4 公益法人会計基準に関する実務指針 (平成 28 年 12 月 22 日 日本公認会計士協会) Q27
----	--

イ 財務諸表に対する注記の「9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」に記載されている広島県公募公債 10 年 (H24 年第 7 回) の帳簿価額を財産目録における基本財産とその他固定資産 (投資有価証券) の計上額の合計とすべきところ、誤った金額を記載していた。

【改善を求める事項】

棚卸資産の評価方法に係る財務規程について

棚卸資産として、総合健診等推進事業で用いる医薬品・ワクチン・診療材料を保有している。財務規程では、棚卸資産の評価方法（売上原価等の払出原価と期末棚卸資産の価額を算定する手法）を個別法としているが、実際には最終仕入原価法によっている。個別法は個別性の強い棚卸資産の評価に適した方法であり、医薬品等にはそぐわない方法であることから、財務規程を改める必要がある。

根拠	企業会計基準第9号 棚卸資産の評価に関する会計基準（企業会計基準委員会） 6-2（1）及び34-4
----	---

【検討要請事項】

ア 公益目的事業会計における当期一般正味財産増減額の使途について

公益目的事業会計の税引後当期一般正味財産増減額は、公益認定を受けた平成25年度以来、剰余金が生じているが、翌年度の総合健診等推進事業の検査機器等の購入に充てて解消しているため、公益法人の認定の基準の一つである収支相償については満たしているとのことであるが、対外的な説明が十分なされていない。

については、当該剰余金を解消する具体的な計画について、財務諸表あるいは事業報告書に記載するなどにより、明らかにすることを検討していただきたい。

イ 正味財産増減計算書の表示方法について

健康福祉センターに入居している広島県立総合技術研究所保健環境センター（以下「保健環境センター」という。）から、光熱水費や施設の修繕費の実費相当額を収受しているが、保健環境センターとの業務委託契約に基づくものとして、その収入を正味財産増減計算書上、県受託事業収益に計上している。

当該収入は、次の2点を理由として、健康福祉センター分担金収益として計上するように検討していただきたい。

- 1 当該収入は、健康福祉センターの維持管理費等や光熱水費の応分の負担の受入であることから、委託という契約名称にかかわらず、健康福祉センター内に入居している外部の団体から受けている同様の性質の収入であること
- 2 当該収入は、正味財産増減計算書内訳表の収益事業等会計区分において、指定管理業務に係る県委託料と合算して県受託事業収益として計上していることから、指定管理業務に係る収益が明瞭に表示されていないこと

2 一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 農林地の保全・整備や農林業の振興・支援等を総合的に推進することにより、地球環境や国土の保全並びに快適で魅力ある農山村地域の実現を図り、もって心豊かで活力ある県民生活の向上に寄与する。
- ・住所 広島市中区大手町四丁目2番16号
- ・代表者 理事長 寶来 伸夫
- ・設立 平成25年3月21日
- ・役職員（平成28年11月1日現在）
 役員8人（うち常勤3人，うち県派遣職員1人）
 職員50人（うち県派遣職員4人）
- ・主な事業 森林の保全整備・林業の担い手育成支援等に関する事業
 農業の担い手育成・経営支援等に関する事業
 就農支援資金貸付事業
 水源の森事業
 農地中間管理事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成27年度
経常収益 A	1,442,760
経常費用 B	1,492,680
当期経常増減額 C (A - B)	▲49,920
経常外収益 D	2,751
経常外費用 E	895
当期経常外増減額 F (D - E)	1,856
法人税，住民税及び事業税 G	271
当期一般正味財産増減額 H (C + F - G)	▲48,335
当期指定正味財産増減額 I	0
当期正味財産増減額合計 J (H + I)	▲48,335
資産合計 K (L + O)	2,102,933
負債合計 L	451,014
指定正味財産 M	17,004
(うち，基本財産充当額)	3,000
一般正味財産 N	1,634,915
正味財産合計 O (M + N)	1,651,919

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産3,000,000円的全額を出捐（所管課 農林水産局農林水産総務課）

(イ) 補助金

- a 平成 27 年度農業振興対策事業費補助金（農地中間管理事業）
（所管課 農林水産局就農支援課） 92,981,940 円
- b 平成 27 年度広島県農林水産業関係単独事業補助金（新規就農対策事業費補助金）
（所管課 農林水産局就農支援課） 1,900,000 円
- c 平成 27 年度森林環境保全直接支援事業補助金
（所管課 農林水産局林業課） 4,936,450 円

（２）監査の結果

【指摘事項】

計算書類の附属明細書について

計算書類の附属明細書において表示しなければならない事項のうち、引当金の明細を表示していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第 199 条において準用する同法 第 123 条 第 2 項 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則 第 33 条
-----	--

【検討要請事項】

ア 正味財産増減計算書の表示方法について

一般会計の正味財産増減計算書については、県営林木材生産販売等受託事業をはじめとする多数の事業に係る収益と費用等が計上されるとともに、雑収益など事業ごとの内訳が分からないものもあり、各事業の損益の状況が分かりにくいものとなっている。一般会計の各事業の損益の状況が把握しやすいよう、適切に区分して表示することを検討していただきたい。

イ 県営林木材生産販売等受託事業について

県営林木材生産販売等受託事業については、財団の収入の大部分を占めているが、毎年度の契約内容の変動により、財団の中長期的な経営計画が立てにくい状況となっている。については、県営林中期管理経営計画を着実に進めていくため、県と十分協議し、複数年度契約等を含め、財団の安定的な経営と効果的な事業実施について検討していただきたい。

3 一般社団法人広島県果実生産出荷安定基金協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 果実の安定的な生産出荷の推進，果樹農業者の経営安定，果実の需要の拡大等を図るための事業等を実施し，これを通じて果樹農業者の経営の安定を図る。
- ・ 住 所 竹原市忠海中町一丁目2番17号
- ・ 理事長 川田 洋次郎
- ・ 設 立 昭和47年11月22日
- ・ 役職員 役員8人（うち常勤0人） 職員3人 （平成29年1月24日現在）
- ・ 主な事業 果実計画生産推進事業
緊急需給調整特別対策事業
果樹経営支援対策事業及び未収益期間支援事業
広島県果樹担い手育成総合支援事業
広島レモンブランド化総合支援事業
果実加工需要対応産地育成事業

イ 経営の状況

(単位：千円)

区分		平成27年度
経常収益	A	125,717
経常費用	B	95,005
当期経常増減額	C (A - B)	30,712
経常外収益	D	0
経常外費用	E	0
当期経常外増減額	F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額	G (C + F)	30,712
当期指定正味財産増減額	H	0
当期正味財産増減額合計	I (G + H)	30,712
資産合計	J (K + N)	292,314
負債合計	K	257,430
指定正味財産	L	0
(うち、基本財産充当額)		0
一般正味財産	M	34,884
正味財産合計	N	34,884

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 特定資産100,000,000円のうち25,000,000円(25.0%)を出捐
(平成29年1月24日現在)
(所管課 農林水産局農業経営発展課)

- (イ) 平成27年度果実計画生産推進事業等(所管課 農林水産局農業経営発展課)

- ・ 補助額 349,291 円（総事業費 43,452,000 円，補助対象経費 10,863,000 円）
- ・ 交付の目的 うんしゅうみかんの計画的生産出荷を促進するため，計画的生産出荷の指導や，全国の予想生産量が適正生産量を上回る場合などの際に計画的生産の促進などの措置を講ずる指定果実出荷事業者に対し，補給金を交付する等。
- ・ 補助対象経費 計画的生産促進費，摘果指導確認費，摘果啓発費，共同摘果等推進費等

（２）監査の結果

【指摘事項】

ア 規程の整備について

公益法人制度改革により一般社団法人へ移行したが，定款の変更に合わせて経理規程を改正していなかった。適正な事務処理に努められたい。

イ 計算書類等の作成について

一般社団法人が作成すべき計算書類及び事業報告の附属明細書を作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

根 拠	一般社団及び一般財団法人に関する法律第 123 条第 2 項
-----	--------------------------------

4 一般社団法人広島県野菜価格安定資金協会

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 国や県の補助金，会員からの負担金等を原資として野菜安値補償金を造成し，野菜の市場価格が著しく下落した場合に，会員を通じて生産者に安値補償金を交付することにより，野菜生産農家の経営の安定及び野菜の安定した生産と供給を図る。
- ・ 所在地 広島市安佐南区大町東二丁目 14 番 12 号
- ・ 代表者 会長 水永 祐治
- ・ 設立 昭和 42 年 5 月 26 日
- ・ 役職員 役員 10 人（うち常勤 1 人），職員 1 人
（平成 28 年 11 月末現在）
- ・ 主な事業 安値補償交付予約数量の取りまとめ，安値補償交付準備金の造成及び管理，安値補償金の交付

イ 経営の状況

（単位：千円）

区分		平成 27 年度
経常収益	A	110,088
経常費用	B	121,031
当期経常増減額	C (A - B)	▲10,943
経常外収益	D	0
経常外費用	E	0
当期経常外増減額	F (D - E)	0
当期一般正味財産増減額	G (C + F)	▲10,943
当期指定正味財産増減額	H	0
当期正味財産増減額合計	I (G + H)	▲10,943
資産合計	J (K + N)	623,596
負債合計	K	348,448
指定正味財産	L	0
（うち，基本財産充当額）		0
一般正味財産	M	275,147
正味財産合計	N	275,147

※ 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 加入預り金 18,275,000 円のうち，13,050,000 円（71.4%）を出捐（平成 29 年 1 月 17 日現在）（所管課 農林水産局農業経営発展課）

(イ) 平成 27 年度野菜安値補償準備金造成事業補助金を交付（所管課 農林水産局農業経営発展課）

- ・補助額 8,394,000 円（総事業費 8,394,000 円，補助対象経費 8,394,000 円）
- ・交付の目的 計画的な野菜生産と供給を目指し長期的な野菜価格の安定を図る。
- ・補助対象経費 協会が野菜安値補償金の交付に要する資金として，業務対象年間中に造成する補償準備金に充てるための経費で国費補助分を除いた経費

（２）監査の結果

【指摘事項】

会計事務について

会計事務について，次のとおり不適正なものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

ア 給与手当費の支出に当たり，源泉所得税や社会保険料等の控除額を預り金として負債に計上していなかつた。

根 拠	公益法人会計基準 第 1 2 (2) 及び 第 2 1
-----	-----------------------------

イ 経常費用のうち，福利厚生費等の一部について，期末における未払金を計上していなかつた。

根 拠	企業会計原則 第 2 1 A
-----	----------------

ウ 補助金等の受入等に当たり，指定正味財産増減の部への記載や指定正味財産から一般正味財産への振替などの会計処理を行っていなかつた。

根 拠	公益法人会計基準 第 2 1 及び 第 3 1 公益法人会計基準注解 (注 13) 公益法人会計基準に関する実務指針(平成 28 年 12 月 22 日 日本公認会計士協会) II 3 (5) Q19 一般社団法人広島県野菜価格安定資金協会経理規程 第 4 条
-----	---

5 株式会社ひろしまイノベーション推進機構

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 企業が成長性の高い新たな事業展開等を図ろうとする際に、資金、経営ノウハウ等必要な経営資源を提供することにより、企業の成長を支援し、将来にわたって新たな雇用の創出や県内所得の拡大等を図る。
- ・ 住所 広島市中区袋町3番17号
- ・ 代表者 代表取締役社長 尾崎 清
- ・ 設立 平成23年5月24日
- ・ 役職員（平成28年11月30日現在）
役員5人（うち常勤2人）
職員7人
- ・ 主な事業 成長が見込まれる企業の発掘及び当該企業への投資検討
投資先企業に対する経営参加型の支援

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成27年度
総収入	264,556
経常損益	37,931
当期純損益	25,580
資産合計 A (B + C)	332,104
負債合計 B	105,221
純資産 C	226,882
（うち、資本金）	50,000
（うち、資本準備金）	50,000
（うち、繰越利益剰余金）	126,882

（注）総収入は、売上高、営業外利益、特別利益の計

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金 50,000,000 円のうち、50,000,000 円（100%）を出資（平成28年3月末）
資本準備金 50,000,000 円のうち、50,000,000 円（100%）を出資（平成28年3月末）
（所管課 商工労働局イノベーション推進チーム）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 福山リサイクル発電株式会社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 一般廃棄物の広域処理とサーマルリサイクルを通じた環境、資源、エネルギー対策を進め、市町の廃棄物処理コストの低減を図るため、RDF発電・灰溶融事業を実施する。
 ※サーマルリサイクル：廃棄物の焼却により発生する熱エネルギーを回収
 ※RDF：ごみ固形燃料
- ・ 住所 福山市箕沖町 107 番 8
- ・ 代表取締役社長 佐藤 吉秀
- ・ 設立 平成 12 年 5 月 24 日
- ・ 役職員（平成 28 年 11 月 30 日現在）
 役員 10 人（うち常勤 2 人）
 社員 6 人
- ・ 主な事業 RDF の受入及び焼却処理、焼却時に発生する熱源を利用した電力供給事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 27 年度
売上高 A	2,209,027
売上原価 B	1,359,614
販売費及び一般管理費 C	74,202
営業利益 D (A - B - C)	775,209
営業外収益 E	591
営業外費用 F	0
経常損益 G (D + E - F)	775,801
特別利益 H	0
税引前当期純利益 I (G + H)	775,801
当期純損益	545,830
資産合計 A (B + C)	4,079,212
負債合計 B	465,786
純資産合計 C	3,613,426
(資本金)	1,600,000
(利益剰余金)	2,013,426

注 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金 1,600,000,000 円のうち、400,000,000 円 (25.0%) を出捐（平成 29 年 2 月 1 日現在）（所管課 環境県民局循環型社会課）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

7 日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・ 主な事業内容 広島県広島ヘリポートの管理
- ・ 所在地 広島市西区観音新町 4-10-2
- ・ 代表者 日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体
(株式会社日本空港コンサルタンツ 代表取締役社長 松前 真二)
- ・ 設立 平成 26 年 9 月 19 日

イ 公の施設の管理状況

- ・ 公の施設名 広島県広島ヘリポート
- ・ 指定期間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
- ・ 指定期間に係る管理費用の上限額 643, 830, 000 円
(うち, 平成 27 年度管理費用 130, 115, 000 円)
- ・ 所管課 土木建築局空港振興課
- ・ 利用状況 着陸 2, 539 回, 離陸 2, 537 回 (平成 27 年度)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

8 広島県ビルメンテナンス協同組合

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 組合員の行うビルメンテナンス業務（官公需）及び指定管理者制度に係る共同受注 等
- ・住所 広島市西区己斐本町二丁目19番3号
- ・代表者 理事長 澤田 英治
- ・設立 昭和62年11月2日

イ 公の施設の管理状況

広島北部地区

- ・公の施設名 県営住宅 広島北部地区
- ・管理対象地域 広島市安佐南区，安佐北区
- ・指定期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日（5年）
- ・指定期間に係る管理費用の上限額
平成27年4月1日～平成32年3月31日
2,125,444,000円（うち，緊急修繕費77,280,000円）
〔うち，平成27年度管理費用（上限額）424,719,000円
（緊急修繕費（上限額）15,456,000円を含む。）〕
- ・所管課 土木建築局住宅課
- ・利用状況

県営住宅の入居状況

（単位：戸，%）

区 分	管理戸数 A	入居戸数 B	政策空家戸数 C	実質入居率 B/(A-C)×100
平成27年度末	5,158	4,295	127	85.4
平成28年11月末日現在	5,158	4,231	136	84.2

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

9 R C C文化センター・イズミテクノホールマネジメントグループ共同事業体

(1) 監査の概要

ア 指定管理者の概要

- ・主な事業内容 広島県民文化センターの管理
- ・所在地 広島市中区橋本町5-11
- ・代表者 株式会社R C C文化センター 代表取締役 小倉 芳暢
- ・設立 平成24年9月26日
- ・役職員（平成28年11月30日現在）

構成団体	役員	職員
株式会社R C C文化センター	8人	5人（館長1人含む）
株式会社イズミテクノ	4人	7人（副館長2人含む）

イ 公の施設の管理状況

- ・公の施設名 広島県民文化センター
- ・指定期間 平成25年4月1日～平成30年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 346,728,000円
(うち、平成27年度管理費用69,943,000円)
- ・所管課 環境県民局文化芸術課
- ・利用状況 施設利用者数140,565人（平成27年度）

区分	利用日数（利用者数）	
ホール	262日（85,936人）	
展示室	第一	175日
	第二	233日
	第三	214日
	計	622日（54,629人）
練習室	第一	262日
	第二	317日
	第三	288日
	計	867日

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。